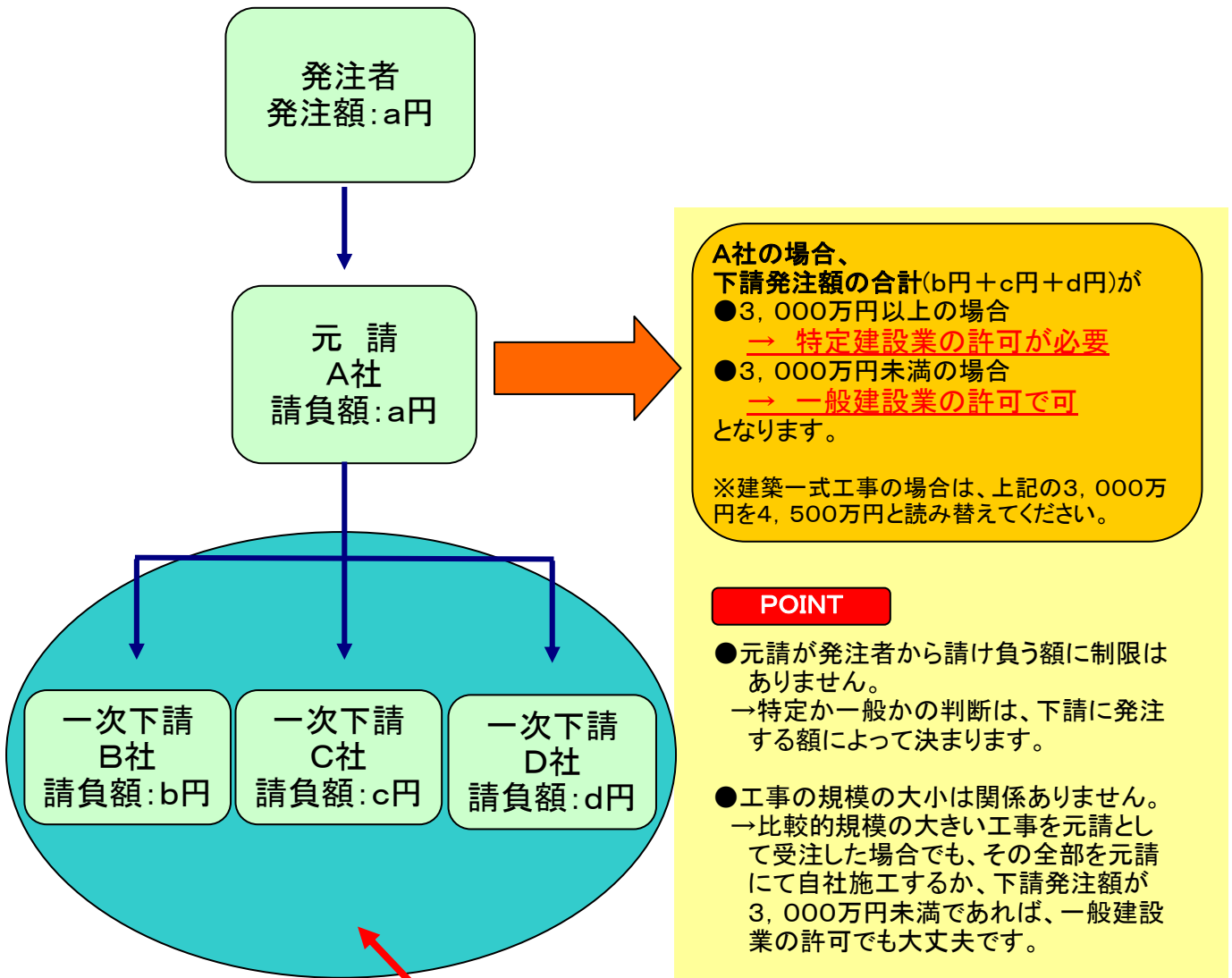


問 2

一般建設業と特定建設業の違いは

軽微な工事*のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず**一般建設業**の許可を受けなければなりません。ただし、**発注者から直接工事を請け負い、かつ3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上**を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条第1項(施行令第2条)、建設業法第16条) *P40参照



特定建設業の許可は必要ありません。

POINT

- 「下請発注額によっては特定建設業の許可が必要」とした要件は、**元請業者に対してのみ**求めているものです。

→一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。
(一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。
また、その発注額による特定、一般の条件もありません。)